

令和2年9月

事業者の皆様

建設業法等の一部改正に伴う関係要領等の改正について

建設業法等の一部が改正され令和2年10月1日から施行されることに伴って、次の要領等を一部改正しましたのでお知らせします。

令和2年10月1日以降を契約日とする工事から適用しますので御承知ください。

- 1 現場代理人・主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領
- 2 現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準
- 3 旭川市建設工事等共同企業体運用基準
- 4 旭川市建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領
- 5 現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書（契約締結後に提出いただく書類）

（参考）改正後の建設業等の内容

現行法では、公共性のある工事で、建設工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合、技術者は現場に専任ですが、このうち下請けの総額が4,000万円以上の場合置かれる監理技術者については、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すれば、当該監理技術者は兼任できることとなりました。

なお、改正された建設業法施行令において、上記の場合の監理技術者が兼任できる工事現場の数は、2とされております。

また、国土交通省において、「監理技術者制度運用マニュアル」が改正されるとの情報も得ておりますので、改正された「監理技術者制度運用マニュアル」を遵守してください。

